

畜産とくつく情報

平成 23 年 1 月 20 日
(通算 第 134 号)
問い合わせ先
長野県庁農政部園芸畜産課
電話 026-235-7232
enchiku@pref.nagano.lg.jp

国内での高病原性鳥インフルエンザ確認状況

1 月 19 日、環境省は、福島県郡山市で 1 月 4 日に発見されたキンクロハジロ(カモ類)の死体から、強毒タイプ(H5N1)の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたと発表しました。

今回の事例を含め、今シーズンは 6 例が確認されており、**国内には既に本ウイルスが広く侵入している状況です。**また、韓国では鶏、アヒルでの発生が拡大していますので、引き続き侵入防止対策の徹底をお願いします。

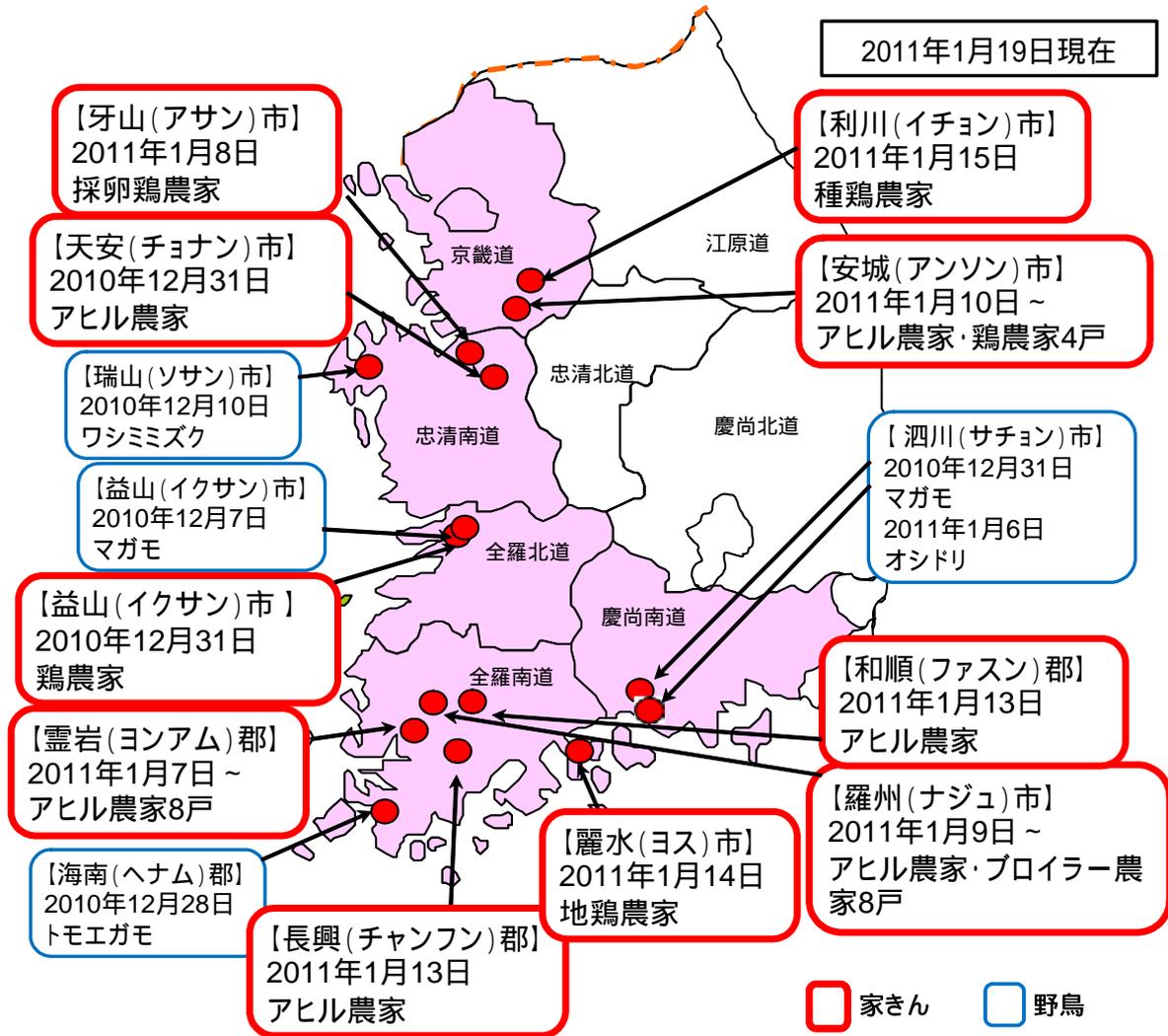
発生状況(H22 秋以降)



対策等のご相談は最寄りの家畜保健衛生所へ

家畜保健衛生所	電 話	家畜保健衛生所	電 話
佐久	0267-62-4123	松本	0263-47-3223
上田支所	0268-23-1630	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782		
飯田	0265-53-0439 時間外：0265-23-1111	県庁園芸畜産課	026-235-7232 時間外：026-232-0111

韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N1亜型)の発生状況(2010年末～)



【家きん農家での発生時の防疫対応】

- ・殺処分(発生農場(12月31日～1月19日:27農場)、疫学関連農場)
 - ・予防的殺処分(発生農場から半径500mまたは3km内)
 - ・10km圏の移動制限・サーベイランス
- 1月19日付の報道によれば、171農家約378万羽が殺処分対象。

鳥インフルエンザ侵入防止のための留意点

毎日、家きんを観察する。

飼育舎専用の作業靴を使用するか、踏み込み消毒槽を用意し飼育舎の出入りの際に靴を消毒する。
野鳥がウイルスを持っている可能性があるため、防鳥ネットなどにより野鳥との接触を防ぐ。
また、破れている場合にはすぐに補修等行ってください。

カモなどの渡り鳥の飛来地に近づかない。

発生国へはなるべく渡航しない。

また、渡航した際は、生きた鳥を売っている場所や鳥類を飼育している場所へは立ち入らず、帰国の際は空海港で靴底消毒を行ってください。

